

## 対照表現と節の縮小

中 村 順 良\*

### 0. はじめに

動詞句 (VP) の代用表現使用に課されるべき制約の全てが今日明らかにされているとは言いがたいが、わけても、対照表現がからむ場合の代動詞使用制約には未開拓の分野が残されていると思われる。たとえば、次のA群とB群とを比べてみよう。

#### A群

- (1) \*John took the examination and I.
- (2) John took the examination and I, too.
- (3) John took the examination and I did, too.
- (4) John took the examination<sub>i</sub> and I took the examination<sub>j</sub>, too.<sup>1)</sup>

#### B群

- (5) \*John<sub>i</sub> took the examination and he<sub>i</sub>.
- (6) \*John<sub>i</sub> took the examination and he<sub>i</sub>, too.
- (7) \*John<sub>i</sub> took the examination and he<sub>i</sub> did, too.
- (8) \*John<sub>i</sub> took the examination<sub>j</sub> and he<sub>i</sub> took the examination<sub>j</sub>, too.

A群とB群の相違点は、A群の各文が各々の2番目の(等位)節に対照主語Iを持っているのに対して、B群のどの文にもそのような対照主語を持つ等位節がない、という点にある。しかし、両群とも、各群の最後の例文(4)と(8)\*を別として、他の文はすべて同一VP削除変形 (Identical VP Deletion) の適用を経た文であるという点において、共通の性質を有する。同一VP削除によって縮小された節、たとえば上例(2)–(3)の2番目の節を、本稿では、縮小節 (reduced clause) と称す。接続詞 and や but とそれらに後続する要素とによって構成される一団の語群を、and タグ、but タグ (and tag; but tag) などと称する。

さて、A群の中で文法的に許容されないのは(1)\*だけであるのに対して、B群ではすべてが文法的に許容されない。両群の間のこのような文法性の違いが何に由来するのかを考えてみよう。A群については、次のように考えることができる。(1)\*–(3)のand タグ、and I; and I, too; and I did, tooは、(4)のタグand I took the examination, too に対応するもの

\*岩手大学教育学部

1) 下つき文字のiやjなどは、同じ文字を付けられた二つの構成素が同一指示的であることを示すために用いる。

であるが、この4個のタグの中で、(1)\*のそれが縮小の度合いが最も進んでいるといえる。これは一目瞭然である。従って、A群における文法性の相違の問題は節の縮小可能性 (reducibility) の問題に還元することができよう。この問題に関してはすでにS刈り込み規約 (Spruning) の存在が知られている。<sup>1)</sup> 本稿においては、S刈り込み規約の存在を前提としつつ、その破壊力を弱める方策について論ずる。これが本論考の論点の一つとなるであろう。

一方、上述のとおり、B群の(5)\*-(7)\*はすべて許容されない。この事実と平行して、完全節 *he took the examination, too* を持つ(8)\*でさえも許容されないという事実に注目する必要がある。以上の観察結果を踏まえるならば、(5)\*-(7)\*の非文法性の理由づけを節の縮小可能性にのみ求めようとすれば、不十分な結果しか得られないにちがいないという予測が成立する。そこで次に、同一文内における同一表現の完全な重複は許容されないという原理が文法のどこかに含まれているに相違ないというように考えてみよう。そうすると、(5)\*-(8)\*の非文法性は見事に説明されることになる。<sup>2)</sup> しかし、この説明を得たことに満足してここで思考を停止してよいのであろうか。ここでA群とB群の異同をもう少し深く検討してみるとしよう。驚くべきことに、(8)\*と(4)との差は、実際には、わずか主語の同一・非同一の違いにすぎないのである。(7)\*を(3)と、(6)\*を(2)と比較してみても、全く同じことが観察される。A群とB群とのこのような比較観察に基づいて、次のようなn-1原理が文法の中で働いていると考えてみよう。

#### (9) n-1 原理

少なくとも1個の非同一要素を持てば、その節は非文法的とはされない。<sup>3)</sup>

上例(5)\*-(8)\*はこの原理によって排除され、(2)-(4)は許容されると考えることができるから、<sup>4)</sup> このn-1原理の方が、少し前に考えた、同一文内における同一表現の完全な重複は許されないという原理よりも一層高い一般性を獲得していると言うことができる。しかし、それでもやはり問題は完全には解決されない。上例(1)\*が、n-1原理に忠実に従っているにもかかわらず、実際には排除されなければならないのであるが、それはなぜなのか。この問題の解決のためには、英語における対照表現の分析記述が不可欠であると考えられる。本論考は、英語における対照表現の全般的分析記述を志向しつつ、当面の研究対象をVP代用表現に限定し、その行動を説明するため、著者独自の仮説を提示することを主目的とするものである。

#### 1. 仮説の提示

VP代用表現の使用に関する上述の問題の解決のために、仮説(i)-(ii)を立てる。

#### (10) 仮説

(i) Sを構成する記号列が、その中に対照要素 (contrastive element) を持つときは、

1) Ross, J. R. 1967, pp. 41ff.; Ross, J. R. 1969.

2) ここでは、too を故意に無視している。なお脚注4)および第7節のI.を参照。

3) Lakoff, R. 1971, p.122 参照。

4) ここでもまた too を故意に無視している。脚注2)を見よ。なお第7節のI.を参照。

その対照要素を支える支柱 (strut) を少なくとも 1 個、同記号列の中に持つものとする。

(ii) 対照要素とその支柱とから成る 1 対は、それだけでも、S を構成することができる。

上記仮説中に現われる術語のうち、S や記号列は変形生成文法の常用の定義の下に使用されているが、対照要素とか支柱などの用語に対する厳密に形式的な定義はまだ用意されていない。下にこれらの用語の説明を試みるが、それらは定義というよりは、特徴づけの段階にとどまっているというべきである。

## 2. 対 照

文法記述の中に頻出する「対照」(contrast) という観念に的確な定義を与えることはなかなかむずかしく、これに成功した例を筆者は知らない。ここでは、対照の特徴づけと、分類とを、本稿の論述に役立ついどに考察し、まとめることにする。本稿で対照表現と言っているのは、対照要素を構成素の中に持つ S のことである。対照要素とは、次のような構成素を言う。まず、互いに対照をなす 2 要素から成る順序対 (X, Y) を、「対照の対」(pair of contrast) と言う。このとき、X を「基準」(base) と言い、Y を「対照要素」と言う。

さて、統語論の範囲からあまりそれないように注意しながら対照という観念を組織化するとすれば、次のようになるようである。

### (11) 対照

対 照	無 標 (unmarked)		
	有 標 (marked)	非 否 定 的 (non-negative)	
		否 定 的 (negative)	対 置 的 (opposite)
			比 較 的 (comparative)

ある文のある位置に、語い目録の中から特定の語い項目 X を選択してはめ込む操作を想定した場合、この操作は、X と共通の統語的性質を持つ語い項目から成る語い類の各成員に対して、選択的に働くわけである。従って、この操作には必然的に対照<sup>1)</sup>の観念が前提とされていると考えてよい。この意味の対照は、主として音韻論の分野で言われることが多いと言えるかもしれないが、音韻論に限らず、言語構造の本質にかかわる重要な概念の一つである。故に、この対照を無標と考えておく。上述の対照の対 (X, Y) について言えば、この観念は、X の選択に関して働くと同様に、Y の選択に関して働くので、無標の対照が、本論考の主な論点に直接の影響を及ぼすことはない。

有標の対照の場合は、本論考に直接的なかわりがある。再び、上述の語い項目選択操作を思い出してみよう。

1) 通例、対立という訳語を当てるようだが、対照という語を当てるのを妨げる理由は特になくと思われる。英語は contrast である。

- (12) Words and sentences are subjects of revision; paragraphs and whole compositions are subjects of prevision. — B. Wendell [Perrin, P. G.]

上の文には対照の対が二つある。第1の組では、 $X_1$ =words and sentences,  $Y_1$ = paragraphs and whole compositions であり、第2の組では  $X_2$ =revision,  $Y_2$  = prevision である。ここに、word, sentence, paragraph, composition と、これらの語い項目と統語的性質を共有する他のいくつかの語い項目とを含む語い類  $L_1$  があるとしよう。 $L_1$  から word と sentence を選び出す操作を仮定した場合、それがどのような性質のものと考えられるかは既に述べた。次に、word and sentence を基準〔上述〕として、対照要素 paragraph and whole composition を  $L_1$  から選び出す操作を考えてみよう。<sup>1)</sup> この際重要なことは、 $L_1$  の成員すべてが選択の対象となるのではもはやないということである。すなわち、対照要素の選択決定に当たっては、選択の対象は、 $L_1 - (\text{word, sentence})$  になる。選択の対象が  $L_1 - X_1$  に限定されるところに、有標の対照要素の特徴が見られる。もし2回目の語い項目選定操作の対象から  $X_1$  を除外しないとすれば、再び  $X_1$  と同じ語い項目を選び出すかもしれない、そうなれば、それを有標の対照要素と呼ぶことはできないのは言うまでもない。あるいは、 $L_1$  全体の中から、偶然、 $X_1$  に選ばれたとは異なる語い項目を2回目の操作で選択する可能性も残っているのではないかという反論も予想される。もし、この反論に独立の根拠があるとしても、その結果は、対照に関して無標と有標の区別を認めることができなくなるか、または、本稿の提案する仮説とは異なる仮説を提案しなければならなくなるかのいずれかになるであろう。いずれにしても、その立証の責任は反論を唱える者の側にある。

上例(12)の第2の対照の対 ( $X_2, Y_2$ ) についても、同様の考察によって、有標の対照の存在が確認される。

(13) Tom has been to Canada. *Harry* has also been to Canada. — ALDCE

(14) Mr. Sato attended a movie; *Mr. Green* stayed home. — Womack and Miura

(15) John is taller than *his brother*. — ALDCE

上の3例に見られるのは、有標の対照である。有標の対照は、さらに、2分され、否定的対照 (negative contrast: (14)-(15)) と、非否定的対照 (non-negative contrast: (13)) とに分けられる。否定的対照の場合は、既に(12)において考察したとおり、 $Y$  の位置を占める語い項目の選定の際、選択の対象となりうる語い項目は、 $L - X$  の範囲に限定される。(14)の場合、家にいたのは *Mr. Green* ( $Y$ ) であって、*Mr. Sato* ( $X$ ) ではないのであり、(15)の場合は、比較の基準を *John* ( $X$ ) として比較の対象を *John* ではない *his brother* ( $Y$ ) としているのである。対照要素の断定が基準の排除ないしは否定を伴って行なわれる点に、否定的対照の特色がある。それに対して、(13)の言っていることは、*Tom* ( $X$ ) も *Harry* ( $Y$ ) もカナダに行ったことがあるということ、対照要素 *Harry* の断定の際に基準 *Tom* の排除や否定を伴わない。故に、非否定的対照と言う。しかし、この場合でも、 $Y$  を占める語い項目は  $X$  に用い

1) 選び出された語い項目の形態(単数形に対する複数形,その他)の決定手順とか,等位接続構造の生成の手順など,この文(12)の生成に必要な他の多くの操作に関する考察には本稿は立ち入らない。

られた語い項目を除外した語い類L-Xから選ばれるのであるから、この点に関する限り、(13)と(14)との間に違いはない。要するに、上述の意味において有標である対照は、否定的であるか非否定的であるかのいずれかである。

有標でかつ否定的な対照は、さらに、対置的 (oppositive) であるか、または、比較的 (comparative) であるかのいずれかである。この区別は、統語論における等位構造 (coordination) と従位構造 (subordination) の区別に対応するもので、前者の例として(14)を、後者の例として(15)を当てておく。

以上を要約すると、対照という観念にも内部に階層関係が認められる。有標の対照を含む対照表現が本稿の考察対象である。

### 3. 支 柱

上掲仮説中に現われる「支柱」(strut) というのは、次に掲げる構成素の類を言う。<sup>1)</sup>

#### (16) 支柱

下 位 分 類	例
追叙的小辞 (additives)	too, also, either
否定辞 (negatives)	not
否定的対照要素 (negatively contrastive elements)	第2, 6節参照

本稿で支柱と呼ぶ類に相当する類の対照表現分析における役割を否定することはできない。しかし、この類に含められるべき語の範囲とか、下位類の設定とかはまだ試案の域を出ないものであることをお断りしておかなければならない。<sup>2)</sup>

支柱どうしの間には、ある種の共起制限が存在する。それを詳述している暇はないが、数例を示しておく。<sup>3)</sup>

(17) \*Mr. Sato attended a movie; Mr. Green stayed home too.

(18) \*John is taller than his brother too.

(19) \*I worked harder than Michael didn't. — GCE

(20) \*I don't know the answer too.

支柱の性質と役割とを概括すれば、対照要素を支えて、節を保存するものと言ってよい〔仮説(10)〕。もう少し細かに、順序立てて言うとなれば、次のようになる。第1に、支柱が単独で縮小節を構成することはできない。従って、and alsoとかbut alsoからのみ成るタグは英語では許されない。第2に、1個の対照要素が、それだけで、縮小節を構成することはでき

1) この類を設ける必要性に初めて言及して、それに支柱という名を与えた論文は、中村 1970 である。

2) 支柱の類に属する項目は、その大部分を一覧表の形で示すことが可能である。ただし、否定的対照要素だけは例外となる。支柱を完全に閉じられた体系 (closed system) として提示することができないところに本試案の未熟さの一端が露呈しているといえよう。

3) 2個の対照要素の共起は許される〔第6節〕。

ない。第3に、縮小節は最少限、対照要素とそれの支柱との組み合わせを持たなければならない。

上記第1点については疑念の余地はほとんどないように思われるので、<sup>1)</sup> 他の2点について考えを進めよう。

第2点、1個の対照要素が、それだけで、縮小節を構成することはできないということを示すためには、二方向からの論証が可能であり、また、必要でもある。はじめに提示する証拠は、1個の対照要素しか持たないために *and* タグと *but* タグが非文法的になるという例である。例(1)\*〔再掲〕と(21)\*を参照。

(1) \*John took the examination and I.

(21) \*My wife didn't play tennis, but I.

次に示す例(22)–(23)では、文頭の名詞句(NP)が、それと2番目のNPとを含む主語NPの構成素になっており、(24)–(25)では、文末のNPが目的語NPの構成素になっている。どちらの場合でも、問題のNPが単独で節を構成しているとは認められない。

(22) *You and your brother can watch television.*

(23) *John and Mary are great friends.*

(24) *He telephoned his wife and his child.*

(25) *They have many cows and rabbits.*

(22)と(24)のような文については、これらが等位構造縮約変形(Conjunction Reduction)の適用を経て導かれる文であるとの説がある。<sup>2)</sup> この説によれば、これらの文の深層構造は等位接続構造であって、そこでは *You* の属する等位節は *your brother* の属する等位節とは異なり、同様に、*his child*は*his wife*とは異なる等位節に属していることになる。しかし、この説による場合でも、(22)と(24)の表面構造が2個の等位節から成るという見解は出てこない。<sup>3)</sup> もちろん、(23)と(25)の場合は、深層構造においてさえ、等位節を仮定することは不可能であろう。以上で、等位接続される1個のNPが、単独で節(すなわち、S節点)を構成することはないということが示された。副詞的語句(ADV)についてもほぼ同様の例を示すことができる。<sup>4)</sup>

(26) *He climbed up the wall and over the wall.* — UGE

上掲(22)–(26)の証拠能力について論じ残したいいくつかの点の中から、重要と思われる以下の2点を取り上げ、補足的に触れておきたい。

1) *Do you like apples or not?* という文に見られる *or not* タグは明白な例外である。本稿は接続詞 *or* に導かれるタグを考察の対象としないので、この問題は将来に持ち越しとなる。

2) Ross, J. R. 1967, pp. 175 ff.

3) この点については後に少し触れることがある〔第4節〕。

4) 副詞句や動詞句についてはまだ不明な点がある。第7節参照。

等位接続詞 *and* の重要な性質の一つに、等位接続されている2要素〔以下、被接続子と言う〕は、文の本質的構造を変えることなく、その位置を交換することができるという事項がある。そこで、(22)–(26)の問題の句が、何と位置交換可能かを調べてみよう。NPとNP, ADVとADVとの交換はさしつかえない。

- (27) *Your brother and you can watch television.*  
 (28) *Mary and John are great friends.*  
 (29) *He telephoned his child and his wife.*  
 (30) *They have many rabbits and cows.*  
 (31) ?*He climbed over the wall and up the wall.*

しかし、それらの句を節と交換することはできない。

- (32) \**Your brother can watch television and you.*  
 (33) \**Mary are great friends and John.*  
 (34) ?*His child and he telephoned his wife.*  
 (35) ?(*Many*) *Rabbits and they have many cows.*  
 (36) \**Over the wall and he climbed up the wall.*

(32)\*–(36)\*と上の(22)–(26)の間には、統語構造上も意味上も、有意味な対応関係が見られない。故に、これらの文の当該 NP, ADV を節ではないとした先の結論の正しさを証明する根拠がもう一つ得られたことになる。

上の(32)\*と(34)?について特に注目に値することとして、文法性の度合いの違いを指摘することができる。すなわち、(32)\*は全く非文法的であるのに、(34)?は、多少おかしなところがあるにしても、統語構造についても意味についても、つじつまを合わせようと思えば合わせられる余地を残している。どうということかと言うと、(34)?に NP<sup>^</sup>and<sup>^</sup>S という構造を当てようとするのはもちろん論外であるが、(34)?を与えられたとき、句構造を適当に編成し直して、[NP *His child and he*] NP という構造を当てる余地が残されているということである。同じような句構造の編成替えの余地が、上掲(24)にも見られた。このことが重要である。(24)の *his child* が節でないということがわかったとき、直ちにこの文が非文法的になるのではなくて、[NP *his wife and his child*] NP という構造を当てる可能性が残されていたということである。そのような句構造の編成替えの余地が全く残されていなければ、単一 NP が節を構成する可能性を否定するや否や、われわれには非文法的文しか残されないということになる。上掲(1)\*, (21)\*, (32)\* の非文法性はそのように説明される。<sup>1)</sup>

最後に、(22)–(26)の証拠能力に対しては、次のような反例（と見える文）を提出することができるように思われる。

- (37) *I can see that you must go out, and at once.* — Trahey

1) なお、第4節参照。

- (38) They went away in despair, and *no wonder*. — Jespersen  
 (39) *One more day*, and the vacation will be over. — NWEJD  
 (40) *A sailor* and afraid of the weather! — Jespersen

上でイタリック体にしておいた NP, ADV などの句が同時に節でもあることを証明するのは困難であろう。さらに、仮にその証明が可能になったとしても、そのことが直ちに(22)–(26)の証拠能力を否定する議論につながるとは思えない。(37)–(40)の問題の句をよく見ると、これらは有標の対照要素では決してないことに気づく。and を介して接続されている(等位?)節中のどの構成素に対しても、これらの句は選択的な関係にはないので、むしろ連鎖関係(chain relation)にあると言えよう。(37)–(40)の各文を下の(41)–(44)の各文と比較せよ。

- (41) I can see that you must go out *at once*.  
 (42) *No wonder* they went away in despair.  
 (43) The vacation will be over *tomorrow*.  
 (44) How can *a sailor* be afraid of the weather? — Jespersen

本稿で筆者の主張したいことは、有標の対照要素が単独では節を構成しないということであるから、上の(37)–(40)はほんとうの反例にはなりえないと考えてよい。

#### 4. 節の縮小・節の破壊・句構造編成替え

支柱の性質と役割に関して上に掲げた3点のうち、最後の第3点に話しを進めよう。第3点とは、節の縮小の限度を定める場合に果たす支柱の役割について述べたもので、次のように述べられていた——縮小節は最小限、対照要素とそれの支柱との組み合わせを持たなければならない。

本稿で節の縮小と言っているのは、同一VP削除を含むいろいろの同一構成素削除によって、深層構造Sを構成していた要素の数が次第に減っていくが、表層構造でもやはり同じS節点を保存しているといった現象を指して言っている。もし、同一構成素削除の結果S刈り込みを適用しなければならないような構造が派生すれば、S刈り込みが働いてS節点を削除してしまうから、その場合には、S節点が保存されないことになる。そのような現象を指して、本稿では、節の破壊と言う。

ある文中の節の生起を要請されている位置に節の破壊が生じたらどういうことになるであろうか。考えられることは、その文が非文法的になるか、または、その文の句構造に編成替えが生じて文法的文として生き返るかのどちらかであろう。

ここで、接続詞 and の文法機能を思い起こして、それを次のように整理してみよう。

- (45) and の文法機能



かっこ内の数字は例文番号である。追叙，対置は，対照の分類表(11)における，非否定的対照と対置的対照に対応させてある。さらに，追叙は，支柱の下位類(16)の追叙的小辭に照応する。

節接続機能を担う *and* を文中に持つ文は，当然，文中の被接続子の占めるべき位置に節を持っていなければならない。その位置に縮小節を持つ文(3)〔再掲〕は文法的であるが，その位置で節の破壊が生じていると(1)\*〔再掲〕のような非文法的文になる。

(3) John took the examination and I did, too. 〔再掲〕

(1) \*John took the examination and I. 〔再掲〕

このように考えてくると，(2)〔再掲〕は文法的文なのだから，*I, too*は節でなければならないことになる。

(2) John took the examination and I, too. 〔再掲〕

縮小節の限界を定めた上述の記述はこれで十分支持できると思われる。しかし，それについて結論を出す前に念のために，次の例(24)〔再掲〕を見よう。

(24) He telephoned his wife and *his child*.

この文の *and* をもし節接続のそれだとしたときには，(24)に対して(46)のような構造記述を与えることになる。これに反して，句接続の *and* を仮定すれば，(47)のような構造を与えることになる。

(46) [<sub>S</sub> He telephoned his wife]<sub>S</sub> and [<sub>S</sub> [<sub>NP</sub>his child]<sub>NP</sub>]<sub>S</sub>.

(47) He telephoned [<sub>NP</sub>[<sub>NP</sub> his wife]<sub>NP</sub> and [<sub>NP</sub>his child]<sub>NP</sub>]<sub>NP</sub>.

ところで，表面構造(46)を得るためには，少くとも次の二つの前提が必要である。(i) S刈り込みは随意的に適用される；(ii) (46)の深層構造は次の(48)または(49)でなければならない。

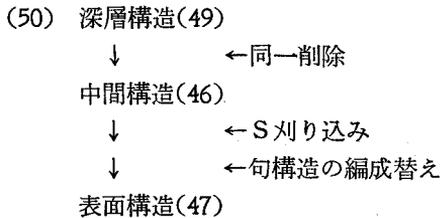
(48) [<sub>S</sub> He telephoned his wife]<sub>S</sub> and [<sub>S</sub> his child telephoned his wife]<sub>S</sub>.

(49) [<sub>S</sub> He telephoned his wife]<sub>S</sub> and [<sub>S</sub> he telephoned his child]<sub>S</sub>.

さて，もしS刈り込みが随意的であるとすれば，適用しないときには(46)が得られ，適用し

たときには(句構造の編成替えを経て)(47)が得られるであろう。その結果、われわれは、文(24)を構造上曖昧であると予測することになるが、この予測は誤りである。なぜならば、(24)は決して曖昧ではないからである。次に、もし(46)に二つの異なる深層構造を仮定するとすれば、(46)は構造上曖昧であるはずであり、従って、文(24)は曖昧でなければならない。しかし、すでに述べたように、この文は決して曖昧ではない。以上の考察の結果、上述の前提は、(i), (ii)ともにくつがえされる。

文(24)の表面構造は、おおよそ、次のような経過を経て得られるものと思われる。



句構造の編成替えの操作は、Tai (1969), Sanders-Tai (1972) の Regrouping<sup>1)</sup> に準ずるものとする。同一削除とS刈り込みの後に残った構成素 his child が右枝分かれならば、同じく右枝分かれの構成素 his wife と等位接続させる操作である。

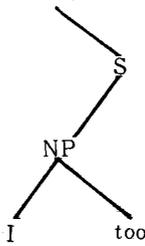
枝分かれの方向が同じ向きになっている構成素を結合することで、句構造の編成替えが行なわれる。すでに述べたように、上掲(34)?-(35)?が(32)\*-(33)\*に比べて幾分ましな文のように思われるのであるが、その理由を編成替えの可能性に帰するのは無理ではないであろう。それにもまして重要なのは、上掲(1)\*, (32)\*, (33)\*のタグが句構造の編成替え適用の条件を満たしていないということである。そのために、節接続の and が、節以外の構成素を被接続子として持たなければならなくなり、この点において、これらの文は、文法規則を破っているのであると考えられる。

## 5. S 刈り込み

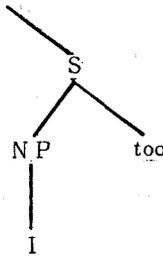
ここで例文(2)に戻ろう。この文の第2被接続子 I, too は節でなければならないという予想を先に述べておいたが、これは、句構造の編成替えの観点からはどのようにとらえられるのであろうか。先の予想にとらわれないとすれば、この被接続子に可能な構造は四つ考えられる。この構成素が節であるならば、その構造は、(51)の a. または b. であろう。一方、これが節でないとするならば、(52)の a. または b. の可能性がある。

1) 安井稔(編)1975, pp. 523-24 による。

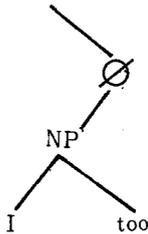
(51) a.



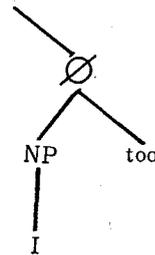
b.



(52) a.



b.



言うまでもなく、(2)が(51)のような構造である場合は、編成替えは起こりえない。また、(52)のような構造を持つ場合には、編成替えが適用されていなければ、(2)は非文法的となる。

ところで、S刈り込みの観点から見るならば、(51 a.)のような構造が表面に現われるはずはない。(51 a.)は濾過されて、(52 a.)の方が表面に残っているはずである。そして、(52 a.)のNPは左枝分かれているので、もう一つの被接続子 *John took the examination* といっしょにはなりえない、つまり、編成替えが行なわれない。要するに、(2)に対して、(51 a.)または(52 a.)という構造分析を与えるならば、(2)が非文法的であるという誤った予測をすることになるので、この分析は受け入れられない。それでは、(51 b.)と(52 b.)はどうだろうか。(52 b.)に対しては、(52 a.)に対するのとは異なる理由によって——(52 b.)は左右に枝分かれているので——句構造の編成替えは行なわれない。その結果、(52 a.)と同様に、(2)が非文法的であるとの誤った予測をすることになるので、(52 b.)も受け入れられない。このように考えてくると、可能性としては(51 b.)だけが残る。そして、この結果は、先のわれわれの予想と完全に一致する。

(2)に対して(51 b.)という構造を当てるのが正しいということになれば、ここに、S刈り込み規約について一つの問題が生ずる。

Ross, J. R. 1969 は、節点削除規則の三つの案を示しているが、それらに共通していることは、VP がそのほかの要素といっしょになってSを構成しているときには、S刈り込みは発動されないということである。それと同時に、VP が削除されれば、S刈り込みが起こるとされている。従って、Ross の案によれば、われわれの(51 b.)のSは刈り込まれなければならないので、われわれの手もとに残るのは、(52 b.)ということになる。このような論は上のわれわれの考察に反するのでとうてい受け入れられない。そこで、Ross のS刈り込みに歯止めをかける必要のあることが痛感される。

Ross のS刈り込みの力を弱める方策としては、S刈り込み規約そのものの改訂を旨とする道

もあるであろうが、本稿は、ある理由から、その道を取らない。その代りとして、本稿が提案しているのが、上掲仮説(10)の(ii)なのである。

仮説(10 ii)は、その効果において、S刈り込みに優先するのは明らかである。従って、この仮説の力は、S刈り込みの守備範囲を大幅に侵すほど強力であっては困る。大体において矛盾なく共存できるのが望ましい。この意味でも、仮説(10)は妥当な線を行っていると思われる。たとえば、例(1)\*の非文法性をわれわれは、S刈り込みと句構造の編成替えによって説明したが〔前節〕、仮説(10)はこれを裏付けはするが、くつがえすことはない。例(5)\*-(8)\*の非文法性をS刈り込みによって説明することの不適切なことをわれわれはすでに知っている〔はじめに〕が、仮説(10 i-ii)がこの場合にも有効である。

要するに、文法には節を破壊する作用が含まれていなければならないが、その一方で、破壊を抑制する作用や、破壊を補償する作用も含まれていなければならない。

## 6. 空 所 化 (Gapping)

ここで、等位接続詞 *and* の対置的用法に触れておきたい。その標準的例文は次のとおり。

(53) I was almost a small boy, and *he was a middle-aged man.* — NWEJD

(54) Robert is secretive and *David is candid.* — UGE

(55) I liked him and *you hated him.*

(56) I liked him and *you like him.* — Gleitman

対置的 *and* の被接続子は、各々、2個の有標の対照要素を持っている。従って、これらの文は、仮説(10 i)の例ともなっている。ここでの支柱は、2個の対照要素のうちの後方のものと考えておく。<sup>1)</sup>

同様の関係が、いわゆる空所化変形適用後のタグ中にも現われる。<sup>2)</sup>

(57) Frank will go to the north and *Jim to the south.*

(58) John had a ball and *Peter a bike.*

(59) The sky was clear and *the sea calm.*

これら(53)-(59)の2個の対照要素のうちの1個を支柱とするのには二つの理由がある。一つは、対照要素が支柱を伴って現われる現象との釣り合いを考えている。もう一つ、こちらの方が大事なのだが、(53)-(59)のような対置的 *and* タグには、他の支柱が伴わないからである。<sup>3)</sup> 先に述べたように〔第3節〕、支柱の相互生起にはある種の制限が存在する。

空所化適用後の文(57)-(59)の第2被接続子は縮小節となる。これは、S刈り込み(の不適用)によっても、S保存仮説(10 ii)によっても、矛盾なく説明することができる。

1) どちらを支柱と考えてもさしつかえはないが、論述の都合上そうしておくだけのことである。なお上掲例文(12)、(14)をも参照のこと。

2) 空所化 (Gapping) については、Ross, J. R. 1969による。

3) 上の(53)-(59)の文末に *too* か *also* を加えてみるとよい。

## 7. 問題点

この節では、仮説(10)の問題点をいくつか指摘して、若干の検討を加える。

I. 上掲n-1原理(9)が、仮説(10i)と矛盾する場合のあることは明らかであろう。仮説(10i)は、いわば、n-2原理であるから、仮説(10i)の方が制限としてはきびしい。文法の規則は、事実にていしょくしない限りにおいて、きびしい方がよい。そこで、Gleitman 1964, p.107 の掲げている次の例を見よう。

- (60) John came and Mary came.  
 (61) ?John came and Mary did.  
 (62) John came and Mary did too.

本稿の仮説(10i)は、(60)–(62)すべての文に追叙的小辞 *too/also* を加えることを要求する。そして、この仮説は、何人かの母国語話者の直観を正しく反映している。<sup>1)</sup> (60)を許容する母国語話者の判断が、本稿の仮説にとって不利な資料である。ただし、脚注1)の引用にもあるとおり、接続詞を *but* に変えると、*too* が不可欠となる。

- (63) \*John came but Mary came.  
 (64) \*John came but Mary did.  
 (65) John came but Mary did too.

つまり、仮説(10i)への反例は、そう広くない範囲内でだけ見られるものようである。その上、(60)を許容する母国語話者の判断については、この文を無標の対照ととらえているのではないかと疑える余地がある。それは、接続詞 *and* に無標の対照要素を接続する機能もあるという事実に対応するものである。ところが、*but* には、(75)に示されているように有標の対照要素を結合する機能しか備わっていないので、どんな話し手にとっても、(63)\*–(64)\*は許容できないのである。

II. S保存仮説(10ii)は、次の例の *and* タッグが必ず節構造を含んでいると主張する。

- (66) Naturally, we want to have our cake and eat it too. — Suppes  
 (67) All current syntactic theory, and not only generative syntax, gives recognition, in one way or another, to the notion of constituent structure.  
 — Lyons  
 (68) The formal difference between modern English and modern German

1) "Some informants feel the addition of an adverbial is necessary in all cases; it is certainly necessary where the conjoining particle is *but*," —Gleitman 1964, p.107.

is only a difference of degree; so too the greater formal difference  
between modern English and Greek or Latin. — Sonnenschein

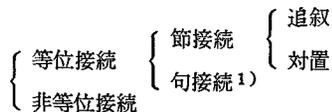
この主張は果たして受け入れられるであろうか。もしその裏付けを探すとすれば、(67)の主動詞が単数主語との一致 (concord) を示していること、および、(68)の so が and so と同様に節接続の標識となることの2点が手掛りとなりそうである。(66)にはどんな手掛りがあるであろうか。

Ⅲ. 否定辞 not と関連事項の大部分は未解決のまま将来の研究に委ねられる。否定辞 not の支柱としての機能は次の例に見られる。

- (69) I liked him and you didn't. — Gleitman  
 (70) I was born in Marseilles, and not in Italy. — Hurford  
 (71) The proposal had merit, but not the candidate.  
 (72) The proposal, and not the candidate, had merit.  
 (73) The proposal, but not the candidate, had merit.  
 (74) Not the candidate but the proposal had merit. — Gleitman

これらすべてのタグが節を持っているかどうかを、上のⅡ. にならって、問うことも必要なことがらである。しかしもう少し複雑な問題もある。次に取り上げる問題には、接続詞 but がからんでくるので、ここで、but の文法機能を簡単に整理しておく。

(75) but の文法機能



and と比較して、but に顕著な特徴は、(i)句接続の場合、形容詞句や副詞的語句を接続するが、NPを接続しないこと、<sup>1)</sup>(ii)等位接続詞として節を結合するときは、被接続子には有標の対照要素が含まれていなければならないこと、の2点である。

(i)によれば、but^NP タグが句構造の編成替えの対象になることは決してないことになる。なぜならば、[NP NP^but^NP] NP という構造は許容されないからである。(71)–(73)の but タグに節が含まれている保証がこれによって得られることになる。次の(21)\*〔再掲〕を、さきに、編成替えの不適用による非文法性と説明したが〔第3節〕、この説明が、but の上記特徴(i)と矛盾なく両立することは明かであろう。

(21) \*My wife didn't play tennis, but I.

1) UGE, p. 267; Gleitman 1964, p. 86.

上の(74)では、not が but タグの中に入っていない。下に同じような例をあげる。

(76) John needn't stay here, but *George must*. — GCE

(77) My wife didn't play tennis, but *I did*. — GCE

これらの2番目の被接続子が節であるのは明白で、この点については、上の(21)\*と比較してみればよい。それはよいとして、(76)–(77)が上掲仮説(10i)の反例になるおそれはないだろうか。類似の例文をすでにI.で指摘しておいた。しかし、今度は事情が異なる。というのは、I.にあげた(63)–(64)は仮説(10i)に違反しているので非文法的とされたのであるが、(76)–(77)は文法的文であるから、この仮説を弁護するためには、これらのタグの中に、有標の対照要素と支柱を発見しなければならないからである。この対照要素は、結論的に言えば、否定辞を基準〔第2節参照〕とするのであるから、いわば、肯定辞のごときものであるに相違ない。この「肯定辞」にどのような文法上の位置を与えるかは、次節で触れる仮説改訂の方向との関連で定まるものであろう。「肯定辞」が、文の意味解釈、統語構造、音形構造の決定に対して一定の役割を果たしていることは確かであり、その存在を仮定すること自体に問題はないと思われる。<sup>1)</sup> そうすれば、(76)–(77)は、対照要素と支柱「肯定辞」との組を持つことになる。

次の例(78)では、また別種の、対照要素になりうる抽象的構成物を仮定しなければならないであろう。

(78) John could have been watching television, but *wasn't*. — GCE

もし、*wasn't* が節でなければならないとすれば、ある抽象的構成素と否定辞とから成る組を想定せざるをえないが、その抽象的構成素を特定することは、今は、しないでおく。

## 8. むすび

言語使用の中で、対照という観念がどれほど重要な役割を演じているのか、はかり知れないところがある。すでに知られていることがらも少なくはないが、わかっていないことの方がはるかに多いという気がする。

本論考は、英語における節の縮小と破壊という、具体的で小さな問題を手掛りとして、対照というこの巨人にいどんだものである。得られた結果は、仮説という形で提示された。この仮説は、大筋において、妥当なものであることが、資料にもとづいた考察の結果、判明したと思う。しかし、残された課題もある。本稿では、接続詞 *and* と *but* を扱っただけでその他の接続詞に触れることができなかった。第7節で指摘した問題のほかに、本稿では触れることさえしなかった問題点もある。それらはみな小さくない問題であるが、最も大きな課題は、本稿で提示した仮説の位置づけと改訂の方向である。改訂の方向は、この仮説を英文法のどのレベルに位置づけるかによって決定される。本稿における位置は、統語論の領域内に定めてある。し

1) 統語論のレベルに位置づけようとするれば、Gleitman 1964の記号σのような構成素を仮定することになるであろう。

かし、問題点として指摘されているとうり〔第7節のⅢ.〕,「肯定辞」その他の抽象的構成物を想定せざるをえないことが明らかになった以上、仮説の位置づけが今後の重大な課題となることは避けられない。

#### 参 考 文 献 表

- Bierwisch, M. and K. E. Heidolph (eds.). 1970. *Progress in Linguistics*. Mouton, The Hague.
- Gleitman, Lila R. 1969. "Coordinating conjunctions in English." In D. A. Reibel and S.A. Schane (eds.). 1969, pp. 80 - 112.
- Lakoff, Robin. 1971. "If's, and's, and but's about conjunction." In C. J. Fillmore and D. T. Langendoen (eds.). 1971. *Studies in Linguistic Semantics*. Holt, Rinehart and Winston, New York, Chicago, and others, pp. 115-145.
- Reibel, David A. and Sanford A. Schane (eds.). 1969. *Modern Studies in English: Readings in Transformational Grammar*. Prentice-Hall, Englewood Cliffs, New Jersey.
- Ross, John Robert. 1967. "Constraints on variables in syntax." Unpublished Ph. D. dissertation, M.I.T.
- \_\_\_\_\_. 1969. "A proposed rule of tree pruning." In D. A. Reibel and S. A. Schane (eds.). 1969, pp. 288-99.
- \_\_\_\_\_. 1970. "Gapping and the order of constituents." In M. Bierwisch and K. E. Heidolph (eds.). 1970, pp. 249-59.
- Quirk, Randolph and Sidney Greenbaum. 1973. *A University Grammar of English*. Longman Group Ltd., London. [略称 UGE]
- 中村順良. 1970. "助動詞の消去変形をめぐる." 『英語学』4号, pp.40-51.
- 安井 稔(編). 1975. 『新言語学辞典』改訂増補版. 研究社, 東京.

〔辞書や、引用例文の出所となった作品とか文法書の類は、この表からは除いてある。〕

## Contrast and Clause-Reducibility

Yukiyoshi NAKAMURA

The present paper intends to throw light on the grammatical notion "contrast", by presenting a hypothesis consisting of two parts. (i) An S that has a contrastive element within it must also have a "strut", supporting the contrastive element, which otherwise cannot occur independently. (ii) A pair of a contrastive element and its strut can constitute an S. The combination of these subhypotheses accounts for constraints on the reducibility of a clause, and eventually contributes to weakening somewhat the strength of the so-called S-pruning rule.